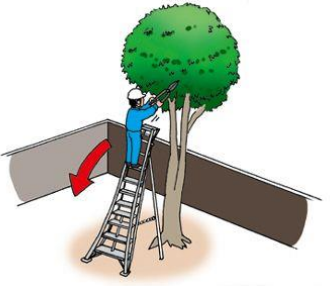


令和 7年2月 13 日

死亡災害事例

長野労働局

災害発生月	令和6年 11 月
事業の種類	農業
災害の概要 (注1)	一般住宅敷地内で庭木(樹高 4.9 メートル)の剪定作業中、高さ3メートルの三脚脚立から墜落し、頸部を骨折した。 
災害防止のためのポイント (注2)	◎ 原則として、高さ2メートル以上であって墜落の危険がある箇所で作業を行う場合は作業床(高所作業車を含む)を設けること。 ◎ 樹木の剪定作業では、三脚脚立を使用するが多いが、このような場合には、作業者に墜落制止用器具を着用させ、木の幹等に補助ロープを巻き付け、これに墜落制止用器具をかけて安定した作業姿勢で作業を行わせること。 ◎ 三脚脚立は一般的な三脚と比べて安定度が低く、左右方向へ転倒する危険が大きいことから、以下の点に留意して使用すること。 ・ 天板上で作業しないこと。 ・ 天板を含め上から4段目以下の踏ざんに乗り、天板等に下半身をあて、安定した状態で作業すること(高さ180センチメートル以下の三脚脚立の場合は上から3段目以下)。 ・ 三脚脚立から身体を乗り出して作業しないこと。 ・ 脚立の左右2ヶ所それぞれを樹木等とロープで緊結する、脚部に杭を打つ等によって安定させることが有効であること。 ・ 水平に注意して設置すること(脚部高さの調節機構を有する脚立を使用することが望ましい)。 ・ 開き止めを使用すること。 ◎ 墜落の危険がある場所では、墜落時保護機能を有する保護帽を着用して作業を行うこと。 ◎ 樹木の剪定作業について基本となる安全作業手順を定め、その手順に従って作業を進めるよう教育すること。

※ 本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。